

韓国・中国産野菜の残留農薬調査の実施要領について

1 調査期間：平成13年12月～平成14年3月

2 調査対象品目

韓国産：トマト（ミニトマトを含む）、ナス、ピーマン、（ジャンボピーマンを含む）、
キュウリ、イチゴ

中国産：サヤエンドウ、ネギ、タマネギ、ニンジン、大葉、キャベツ、ブロッコリー、
カリフラワー、ホウレン草、レタス

タイ産：オクラ

3 サンプルの収集

各センターは、最寄りの地方農政局企画調整部食品課と連携し、近隣の小売店等を通じて適切な量の上記品目に係る試料入手に努める。また、各試料の収集者、入手場所、日時、数量、輸入業者名等の記録を残す。

なお、サンプルは、極力、収集日を分散させるなど、標本の抽出方法に留意する。

4 分析及び対象農薬

センターの一斉分析法に従い、有機塩素系13種類、有機リン系30種類、カーバメイト系12種類、含窒素系21種類、ピレスロイド系10種類の合計86農薬を基本とする。なお、残留農薬基準及び登録保留基準を超過するサンプルが発見された場合には、再分析等を行い再現性を確認するとともに、GC-MSにより当該検出ピークの同定を行う。

5 結果のとりまとめ

各地方センターでの分析結果は、別添の様式により毎月15日までに東京本部に送付する。なお、残留農薬基準及び登録保留基準を超過するサンプルが発見された場合には、直ちに東京本部を通じて総合食料局消費生活課に連絡する。